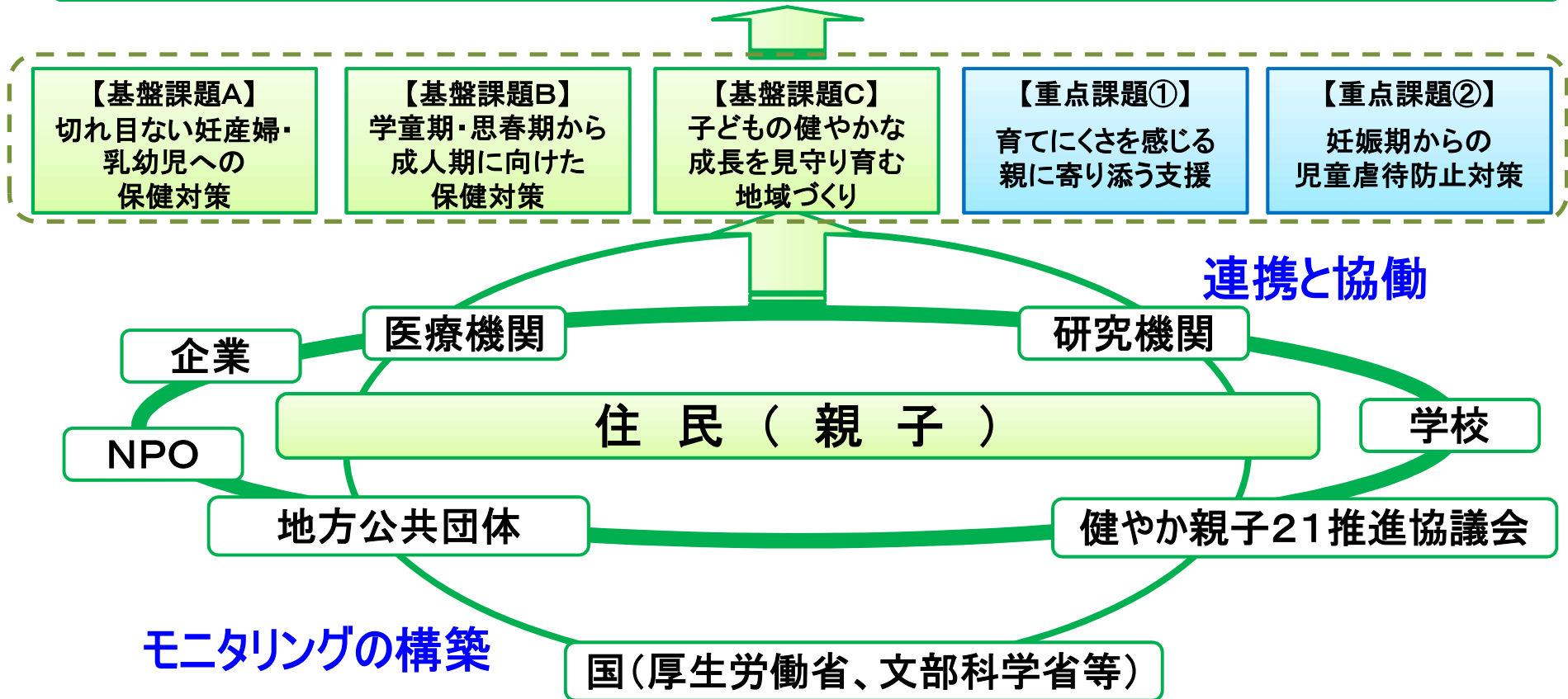


「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



「健やか親子21(第2次)中間評価等に関する検討会」報告書の主なポイント

1. 「健やか親子21(第2次)」策定時に目標として設定した52指標のうち、34指標が改善するなど一定の成果が出ており、「マタニティマークを知っている国民の割合」など既に最終評価目標に到達した指標もみられる。
2. 一方で、妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていることなど **妊産婦のメンタルヘルスケア**も大きな課題である。引き続き、子育て世代包括支援センター等を中心とした多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
3. 「**十代の自殺死亡率**」「**児童虐待による死亡数**」などは改善しているとはいえず、引き続きの対策が求められる。
4. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策においては、**十代の性に関する課題**について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育に取り組むことが求められている。
5. 父親の育児への取組が大きく変化している一方で、育児に伴う父親の産後うつなどについての実態の把握が十分とはいえない状況を踏まえ、**父親の育児支援**や心身の健康に関する現状の把握を進める必要がある。
6. 地域間での健康格差を解消するためには、母子保健サービスを担う各市町村が取組の質の向上を図ることに加え、**都道府県においては地域間の母子保健サービスの格差の是正**に向けた、より広域的、専門的な視点での市町村支援が求められる。

「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年）の中間評価について

全体の目標達成状況等の評価 ～52指標のうち、65%が改善～

評価区分	該当指標数 (割合)	該当項目
改善した	A 目標を達成した 12項目 (23.1%)	○妊娠・出産について満足している者の割合 ○マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合 ○積極的に育児をしている父親の割合 等
	B 目標に達していないが改善した 22項目 (42.3%)	○乳幼児健康診査の受診率 ○育児期間中の両親の喫煙率 ○地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況 等
C 変わらない	5項目 (9.6%)	○十代の自殺死亡率 ○児童・生徒における痩身傾向児の割合 ○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 等
D 悪くなっている	4項目 (7.7%)	○朝食を欠食する子どもの割合 ○発達障害を知っている国民の割合 等
E 評価できない	9項目 (17.3%)	○母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合 ○児童虐待による死亡数 等

「健やか親子21」と母子保健計画について

- ◆ 平成26年5月13日雇児発0513第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
「健やか親子21(第2次)」について検討会報告書」の送付、
及びこれを踏まえた取組の推進について



- ◆ 平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
母子保健計画について
- ◆ 平成26年6月17日雇児母発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課長通知
「母子保健計画の策定について」及び「市町村における母子保健計画の見直し
について」の廃止について

※ 「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)及び「市町村における母子保健計画の見直しについて」(平成13年8月2日雇児母第46号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)については、「母子保健計画について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の施行に伴い、廃止する。